

2020年12月10日

令和3年度税制改正大綱等について

一般社団法人日本自動車販売協会連合会
会長 加藤和夫

私達は、新型コロナウイルス感染症の影響により減衰した自動車販売の需要回復を図るべく、取得時にかかる税負担の軽減をはじめ、ユーザーの税負担の軽減、税体系の簡素化等を要望してきた。

関係者一丸となった要望活動の結果、この度、令和3年度与党税制改正大綱における車体課税に関する事項として、自動車税環境性能割並びに自動車重量税のエコカー減税の適用区分の見直しにおいて、燃費性能が2030年燃費基準を下回るものについても軽減の対象となり、自家用乗用車に係る環境性能割については、税率を1%軽減する特例措置の適用期限が2021年12月末まで延長となった。

また、サポカー補助金の期間が延長されたことは、安全・安心な車社会の実現に資するものと期待する。

自販連として要望した内容の多くが盛り込まれ、ご尽力いただいた多くの国会議員の方々をはじめ、ご支援いただいた関係者の方々に深く感謝申し上げます。

私達は、地域経済の発展や雇用の維持のため、ユーザーのニーズに応え、惜しみない努力を行うことを肝に銘じ、今後とも引き続きユーザーの税負担の軽減、税体系の簡素化の実現に向けて、一層の活動に取り組んでまいりたい。

以上